**平成28年度　事　業　計　画**

**〈社会福祉法人彩虹会基本理念〉**

**私たち社会福祉法人彩虹会は、その前身である『大利根町心身障害児者父母の会』の活動の源となった「重度の障がいを持った我が子の明日を憂う」強き願いを忘れることなく、障がいのある人達一人ひとりの人権を擁護し常に利用者の視点に立ち幅の広い豊かな地域生活の実現を支える柔軟な福祉サービスの提供を目指します。**

**〈社会福祉法人彩虹会行動規範〉**

**社会福祉法人は「社会、地域における福祉の発展・充実」を使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む、極めて「公共性・公益性」の高い法人である。彩虹会は、社会福祉法人の使命を果たすため、次の行動規範に基づき、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を実践する。**

|  |
| --- |
| **１．人権と多様性の尊重**  **２．サービスの質の向上**  **３．地域との共生**  **４．社会的ルールの尊守の徹底**  **５．説明責任の徹底**  **６．利害関係者との適切な関係の保持**  **７．行政機関等との連携、協力の促進**  **８．人材育成、適切な人事・労務管理**  **９．組織統治の確立**  **１０．財務基盤の安定化**  **１１．経営者の役割の遂行**  **１２．経営責任の明確化** |

**【平成28年度最重要推進事項】**

A「にじの家」建物の老朽化並びに耐震化への対応

B　グループホームの整備

C　短期入所サービスの展開

D　地域コミュニティ及び防災機能充実の推進

E　就労支援事業の充実

Ⅰ　法人本部事業

1. 理事会並びに評議員会の開催
   1. 理事会　　年４回開催予定

|  |  |
| --- | --- |
| 開催予定月 | 予定される協議内容 |
| 5月中旬 | 「平成27年度事業報告並びに収支決算」に関する件  「施設建物の耐震化への対応と対策」に関する件  「施設整備」に関する件  「評議員の任期満了に伴う選任」に関する件 |
| 7月下旬 | 「施設建物の耐震化への対応と対策」に関する件  「施設整備」に関する件 |
| 9月下旬 | 「平成28年度補正予算」に関する件  「施設建物の耐震化への対応と対策」に関する件  「施設整備」に関する件 |
| 2月中旬 | 「平成29年度事業計画並びに収支予算」に関する件 |

* 1. 評議員会　年4回開催予定

|  |  |
| --- | --- |
| 開催予定月 | 予定される協議内容 |
| 5月中旬 | 「平成27年度事業報告並びに収支決算」に関する件  「施設建物の耐震化への対応と対策」に関する件  「施設整備」に関する件  「役員の任期満了に伴う選任」に関する件 |
| 9月下旬 | 「平成28年度補正予算」に関する件  「施設建物の耐震化への対応と対策」に関する件  「施設整備」に関する件 |
| 2月中旬 | 「平成2９年度事業計画並びに収支予算」に関する件 |

　　③　監事会　　年2回開催予定

|  |  |
| --- | --- |
| 開催予定月 | 内　容 |
| 5月中旬 | 「平成27年度監事監査」 |
| 8月下旬 |  |

1. 福祉関係団体との交流及び研修会

＊近隣事業所との交流（年間2か所訪問予定）

＊行政及び障害福祉関係主催の研修会への積極的参加

Ⅱ　社会福祉事業

【日中支援】

１　施設・事業所の名称及び所在地

　　主たる事業所　障がい者サポートセンター「にじの家」

　　　　　　　　　埼玉県加須市旗井1175番

　　従たる事業所　生活介護事業所「ともしび」

　　　　　　　　　埼玉県加須市外記新田１１２番１

２　施設・事業所の種別

　主たる事業所　生活介護・就労継続支援Ｂ型

　従たる事業所　生活介護

３　設置・運営主体の名称及び所在地

　社会福祉法人彩虹会

　埼玉県加須市外記新田１１２－１

４　施設・事業所開所年月日

　平成２４年４月１日

５ 定員

　主たる事業所　生活介護１０名/就労継続支援Ｂ型１０名（合計２０名）

　従たる事業所　生活介護１０名

６　施設・事業所の規模及び構造

　主たる事業所

（1） 敷地の面積　１，９８５㎡

（2） 敷地の所有関係　加須市との使用貸借契約締結済み

（3） 建物の面積　　建築面積　３４９．２０㎡

　　　　　　　　　　延床面積　３４４．３３㎡

（4） 建物の構造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

　従たる事業所

（1） 敷地の面積　５１３．００㎡

（2） 敷地の所有関係　加須市との使用貸借契約締結済み

（3） 建物の面積　　建築面積　㎡

　　　　　　　　　　延床面積　２２３．５８㎡

（4） 建物の構造　　木造平家建

７　運営方針

１　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

３　事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

９　支援方針

　　社会福祉法人彩虹会行動規範及び彩虹会職員禁止事項に従い、利用者の尊厳を第一に、多様な障害福祉の課題に柔軟かつ主体的に取り組み、法人理念のもと、利用者主体の支援を実行していく。

　　　①　日課（月曜日～金曜日）午前９時～午後４時まで

　　　　　利用者の状況に充分な配慮をし、一人ひとりが自分のペースで見通しを持ちながら、主体的に活動に取り組めるよう日課を定め支援していく。

　　　②　休所日

1. 国民の祝日に関する法律の規定する日
2. 日曜日
3. 土曜日
4. 8月13日～8月16日
5. 12月29日～1月3日

③　就労継続支援B型事業（米づくり）

　　米づくりにおける耕作地の拡大と品質・収益の向上を図り、独立採算の取れる事業への成長を目指す。耕作予定面積は約４０，０００㎡

　　一般就労希望者への就労支援。

　　＊利用者の多様なニーズや適正に対応するために、米づくり以外の作業として昨年度に引き続きバスボムを制作する他、キャンドル作りや米粉を使用した物品づくりを行っていく予定。

④　社会体験事業

　　施設に籠らず様々な場所へ赴き、広く社会と触れ合う事で、利用者一人ひとりの自己達成意欲の向上を図る。

⑤　保健衛生

　　協力医療機関において健康診断を実施するとともに、嘱託医及び看護職員の指導を仰ぎながら、常に利用者の健康状態を保つよう心掛け、手洗いうがいの徹底、日々のバイタルチェック、毎月の体重測定、家庭及びケアホームとの連絡、利用者それぞれの主治医との連携を密にし、常に利用者の衛生及び健康管理に努める。

⑥　非常災害対策

　　施設長及び防災責任者は、非常災害に備えるべき措置について、消防機関等の指導のもとに予め対策を立て、年２回の避難訓練等を行うとともに、関係者の普段からの防災意識の向上に努める。

⑦　送迎体制

　　保護者の負担を軽減し利用者の円滑なサービス利用の為に実施。

　　職員の安全運転意識の徹底に努める。

⑧　職員体制及び専門性の向上

　　サービス管理責任者（１名）、生活支援員（４名）、職業指導員（１名）、目標工賃達成指導員（1名）、医師（嘱託1名）、看護職員（1名）

　　職員会議・ケース会議等を実施し、利用者の多様なニーズに応えられるよう、それぞれの専門性の向上に努め、又、研修会等への参加・専門資格取得を推進する。

⑨　施設整備

　　＊にじの家建物の老朽化・耐震化等に対応するため、埼玉県・加須市の指導を仰ぎながら適切な対応を図る。

　　＊利用者や保護者の意見を取り入れ、生活介護支援に必要な体制・設備を積極的に取り入れていく。

◆共同生活援助事業所の経営

1. グループホーム太陽入居者定数９名（現員９名、男性５名・女性４名）
2. 職員体制

管理者（１）

サービス管理責任者（１）

世話人（２）

生活支援員（６）

宿直職員（２）

1. 事業の拡大

利用待機中の希望者の声に応える為、関係各機関と協議をし新たなグループホームの整備を強く推進していく。

◆相談支援事業所の経営

「運営方針」

相談者の方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を過ごすことができるように、相談者の方の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、相談者の方の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う

１．利根北障がい者相談支援センター花笑み

２．実施事業

【指定特定相談支援事業】

・計画相談支援

・障害者相談支援

【指定特定障害児相談支援事業】

【指定一般相談支援事業】

・地域移行支援

・地域定着支援

・障害者相談支援

1. 設置場所

障がい者サポートセンター「にじの家」建物内

1. 職員体制

管理者　1名

相談支援専門員　1名